

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等^(※1)について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると11,110円の増(+4.5%)となっている。
- また、平均給与額^(※2)については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると16,970円の増(+5.4%)となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和6年9月	令和7年7月	差額
基 本 給 等（月給・常勤の者）	249,620円	260,730円	+11,110円
平 均 給 与 額	316,370円	333,340円	+16,970円

※1 基本給等 = 基本給（月額）+手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）

※2 平均給与額 = 基本給（月額）+手当+一時金（4～7月の支給金額の1／6。賞与等含む。）

※3 金額は10円未満を四捨五入している。

※4 調査対象となった施設・事業所に、令和6年度と令和7年度ともに在籍している福祉・介護職員について比較している。

令和7年度の加算の取得状況	本調査(R7.7時点)	参考)国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算	89.9%	88.9% ※
① 加算Ⅰ	54.6%	43.3% ※
② 加算Ⅱ	18.7%	25.4% ※
③ 加算Ⅲ	13.1%	14.0% ※
④ 加算Ⅳ	3.5%	2.7% ※

※ 国保連データ（令和7年3月サービス提供分）

加算額の一部の令和7年度への繰越状況		福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由 (複数回答) ※上位4つを掲載
加算額の一部を令和7年度に繰り越した	11.7%	事務作業が煩雑 24.9%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた	81.7%	届出に必要となる事務を行える職員がない 13.8%
		算定期件を達成できない 12.9%
		対象施設・事業所の制約のため困難 10.7%

賃金改善の実施方法（複数回答）	
定期昇給	49.8%
ベースアップにより対応	49.8%
賞与等の引き上げまたは新設	48.0%
既存の各種手当の引き上げ	18.3%
各種手当の新設	15.3%

給与等の引き上げの対象者（複数回答）	
施設・事業所の職員全員	61.6%
調査対象サービスの従事者全員	9.6%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	17.9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	8.5%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲 (複数回答) ※上位5つを掲載	
サービス管理責任者等	80.7%
事務員	39.2%
看護職員	29.8%
福祉・介護職員以外の配置指導員等	20.7%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員、心理指導担当職員	18.5%